

## 後期ローマ帝国における 負担 munera 免除特権をめぐって

浦野 聰

### はじめに

ローマ帝国が三世紀以降、財政至上主義的関心から、臣民をそれぞれの身分や職業に縛りし、それぞれに固有の負担 *munera* (以下 *m.*) を義務づけて、「強制国家」とも言うべき体制を作る一方、元老院議員や高官など最富裕層には、その圧力に押されて負担免除特権 *immunitas* (*vacatio; excusatio*) を与え、都市、ひいては自らの行財政基盤を危うくしていくた、という説は長らく有力であった。そしてこの説においては、次第に精緻・輻輳の度合いを強めて古代の都市的社會の強制化を促していく諸負担義

務に対して、それらからの免除特権は、自らの政策に矛盾し、きたるべき中世の農村的諸権力に政治的・経済的基盤を与えるものとして、帝国の存続にとって否定的意義を持つものとしか考えられてこなかったのである。これに対し、最近では、後期帝国が身分縛りに依拠していたとする通説の核心が実証的に論駁されると同時に、帝国は、少なくとも臣民のうち、支配階層には、職務や負担の義務づけによるばかりでなく、それらに付随する威信の獲得や権力の分有を許し、またそれらを遂行する毎に報奨として諸特権を認めることによって行財政的・政治的需要を満たしていくという側面が注目されるようになってきた。すなわち、租税を含めた諸負担が最低限維持されなければ帝国が存続

しえなかつたのは当然としても、負担の義務づけによる需要充足ばかりではない、むしろ、支配層に対する威信・特権の付与による需要充足の側面にも積極的に目を向けるべきとする指摘がなされるにいたつたのである。<sup>(3)</sup>

筆者は、以下では、主要な特権でありながら、上述のごとく、従来、帝国の需要充足の阻害要因としか考えられてこなかつた諸負担からの免除特権を取り上げ、それが後期帝国の行財政的・政治的需要充足にとって持つた意味、そして後期帝国の国制＝権力構造の統合・維持に果たした役割を具体的に明らかにしてみたい。

## I 負担免除特権の発展の枠組みと論点の確定

ところで、負担免除特権については、幅広い視野でそれを扱つた最近のF・ミラーの論考が共和政期以降四世紀中葉までの發展を大胆にかつ要領よくあとづけており、本稿の関心にとって貴重な示唆を与えてくれる。<sup>(4)</sup>しかし、なお幾つかの重要な問題を論じ残しているので、ここでは、彼の説を警見することにより、論点を一層明確にしてみたい。さて、彼は、免除特権の発展について、紀元二～四世紀中葉の碑文・パピルス・法史料の検討から、およそ次の三點を指摘した。すなわち、①元首政期における負担免除特

権は、ローマに対する功績があつた者や公務に服している者に対し、それぞれの事情を慎重に勘案して個別的に与えられるものであった、②これに対し、兵士・官吏ら、帝国のための勤務者の重要性が増大するにつれ、彼らに対する報奨として、二世紀以降*perfectissimus*や*egregius*等の名譽称号が、次いで三世紀末以降には、各称号に対応した負担免除特権が、いずれも退役の際、組織的かつ包括的に与えられることになった、③しかしこの種の免除特権の出現は、即座に、有産者による特権の合法的な獲得と、非合法な僭称の広範な拡大を生み出したので、もともと有産層の奉仕に依存していた都市の需要充足に深刻な打撃を与え、ひいては帝国に有産層と都市双方の要求の調整という解決不能な課題をつきつけた、という三点である。

筆者には①と②はいずれも、説得的かつ示唆的な指摘であるように思われる。彼は、様々な退役官吏の名譽称号に結びつけられた免除特権に初めて言及する三世紀末のパピルスや法史料(*POxy.1204; CT.10.48.1-2等*)を、妥当な解釈に基づき、免除特権制度の發展の枠組みの中に整合的位置づけてみせ、それによって、帝国が、以後、かかる組織化された特権の賦与と、それによる有産者に対する勤務・奉仕への動機づけにより、自らの将来にわたる行財政需要を確保する可能性を得たということを正当にも示唆したの

である。しかしそうした示唆にもかかわらず、彼は、③の指摘にあるように、結局は従来说どおり、免除特権の否定的意味を強調しつゝ、四世紀後半以降のその発展をあとづけることを止めてしまう。どうやら彼は、四世紀中葉までの若干の史料 (Libanius *Or. 18.146f.; CT. 12.1.5.27; 42*) に、都市の本来的需要供給者たる有産層（特に都市参事会員 curiales）による負担免除特権獲得・僭称の拡大という事態が描かれていることをほとんど唯一の根拠に、免除特権は、その組織的賦与が始まった当初から都市の需要充足に著しい障害をもたらしたと考え、それゆえその国制上の意義など探るまでもないとみなしているらしいのである。

しかし、こうした彼の推論はア・プリオリであり、にわかには受入れがたい。というのも、彼は、帝政後期の有産者による負担免除特権の獲得・僭称が、都市の行財政需要の充足にとって本質的な支障とはならなかつたといふ、ありうべき可能性を全く考慮していないからである。そうした可能性として、理論上、二つの場合が考えられる。すなわち、都市の需要が、義務的負担維持によってではなく自発的な贈与や奉仕によって賄われていた場合と、それが義務的負担維持によって賄われていたけれども、特に都市存続に不可欠な負担は、免除特権の対象とはされなかつたという場合であるが、当時いざれが現実のものであつた

としても不思議ではない。少なくとも帝政前期に有産者の自発的贈与・奉仕が現実に都市の多くの需要を賄つていたことは周知の事実である<sup>(6)</sup>し、また、帝政後期全般を通じて免除対象となる負担がなんらかの限定や変更を受けていたことは法典に明らかだからである。帝政後期について、かかる可能性が実証されるならば、彼の③の指摘はその論拠を失う。そして我々は、むしろ彼の①②の指摘からの示唆に従つて、帝政後期の免除特権の肯定的・積極的側面に注目し、特権がその獲得者や僭称者にいかなる動機づけを行ひ、その結果、彼らをして帝国の需要充足や機能にいかに貢献せしめたのかといった点を解明することで、彼や従来説とは全く異なる新しい後期帝国国制像を描きうるかもしないのである。

ところでその一方、たとえかかる可能性が否定されて、彼が言うように都市の需要充足が危機に瀕したことが明らかになつたとしても、なお、彼の行わなかつた免除特権の積極的意義の探究は必要であろう。すなわち、都市を危機に陥れた免除特権の組織化と有産者によるその獲得・僭称は、帝國に対しては、都市から奪つた人材と、彼らが果たすなんらかの機能を保証することによって、帝國が、失われた都市の機能を補完したり、あるいはそれなしで済ませうる、新しい有効な行財政・政治上の需要充足のメカニ

ズムを作ることを許したかもしれないからである。かかる觀点の導入は、特權が果たした役割を、少なくとも彼よりは積極的に評価させる糸口となりうるだらう。

以上ミラー説の予備的検討から本稿の論点は一層明確になつたものと思われる。すなわち、まず、有産者の獲得・僭称しうる特權が、いかなる性質の負担からの免除を定めているかを確定し、それらの免除が、帝政後期の都市の需要充足や機能にどの程度の支障をもたらしたかを、有産者の自発的貢献や帝国の政策の影響も十分勘案しながら検討する」と、次いで、負担免除特權が、その獲得者にいかなる動機つけを行い、その結果、彼らをして帝国や都市の需要充足にいかなる貢献を成さしめたのかを検討する」とある。これらの検討により、負担免除特權が後期帝国国制の存立に果たした役割を評価してみたい。

## II 帝政後期における負担免除特權の特質と その都市への影響

帝政後期において、都市の有産者、とりわけ富裕者が競て獲得・僭称しようとしたのは、主に、元老院議員の爵位(illustres,spectabiles,clarissimi)や帝国官吏の退役称印(ex comitibus, ex vicariis, ex proximiis, ex agentibus

等)であった<sup>(8)</sup>。こうした爵位や称号に伴う免除特權の内容を定めた立法を時代順に整理したものが次頁の表である。<sup>(9)</sup>この表から即座に読み取りうるのは、免除対象となつたのが、公共建築*opera*や軍馬供出*repraesentatio equorum*など具体的に挙げられる幾つかの場合を除けば、通例、全負担体系の下位区分を構成する負担群(類型)、すなわち、「市民(都市)の負担*m.civilia* (*civitatis;municipalia*)」「参事会員の負担*m.curialia*」「上級の負担*m.sordida*」「臨時の負担*m.extraordinaria*」の三種れかだ。たゞこれら事実である。これらからの免除は、具体的にはいかなる性格の負担からの免除を意味したであらうか。

まず、「市民(都市)の負担」と「参事会員の負担」について。「市民(都市)の負担」という語句は、三～四世紀初頭の多くの法学者によつて、後見*tutela*なる若干の「私的な負担*m.privata*」以外の、全ての市民的負担=「公共の負担*m.publica*」と同義に用いられてきた。ところが、最近A・J・B・ヘルクスが指摘したように、この語句の属格形が「免除」に付せられ、「公共の負担の免除*vacatio (immunitas) munerum publicorum*」となつた場合、それは、当然予期われぬもつた「私的負担以外の全ての負担の免除」を意味しなかつた。すなわち、例えば三世紀前半の一法文*CI.10.41.3(a.222-235)*が「公共の負担

表 負担免除特権一覧

年代	免除項目	対象者	法文	年代	撤回項目	法文
e4c.	市	senator	D. 50. 1. 22. 5			
e4c.	市	senator	D. 50. 1. 23. pr.			
314	下	p. 子孫	CT. 6. 35. 1			
315	馬税	p.	CT. 6. 35. 2			
319	市	p. 子孫	CT. 6. 35. 3			
321	下	p.	CT. 6. 35. 4			
328	負担	p.	CT. 6. 35. 5			
346	下・臨	senator	Cl. 12. 1. 4 (E)			
354	参	p.	CT. 6. 27. 1 (E)			
361	宿舎提供 食糧調達 公共建築	senator	CT. 7. 8. 1 (E)	361	新兵提供	CT. 11. 23. 1 (E)
			{ CT. 11. 15. 1 (E)			
			CT. 15. 1. 7 (E)			
362	新兵提供	senator	CT. 11. 23. 2 (E)	362	道修復	CT. 11. 16. 10 (E)
362	参	sac. sc.	CT. 6. 26. 1 (E)			
363	参	警察官吏	CT. 6. 27. 2 (E)			
364	収税	p.	CT. 6. 35. 6 (W)			
365	市	(com. pr.) rat.	CT. 8. 5. 23 (W)	365	輸送監督	CT. 8. 5. 23 (W)
369	負担	p.	CT. 6. 35. 8 (W)			
380	(負担)	p.	CT. 6. 35. 9 (W)			
380	臨	p.	CT. 6. 35. 10 (W)			
381	負担	p.	CT. 6. 35. 11 (E)			
382	下	p. 高官	CT. 11. 16. 15 (W)	382	臨 parang.	CT. 11. 16. 15 (W)
382	馬・追加地租	sac. sc.	CT. 6. 26. 3 (W)			
384	宿舎提供	高官	CT. 7. 8. 3 (E)	384	宿舎提供	CT. 7. 8. 3 (E)
385	下	p. 高官	CT. 11. 16. 16 (W)	387	道修復	CT. 15. 3. 3 (W)
390	下	p. 高官	CT. 11. 16. 18 (E)	390	臨 parang.	CT. 11. 16. 18 (E)
391	下	p. 高官	CT. 11. 16. 19 (E)			
396f	人	sac. sc.	CT. 6. 26. 7-9 (E)	397	新兵提供	CT. 7. 13. 13 (W)
399	下	ill.	CT. 15. 3. 4 (W)	399	道・橋修復	CT. 15. 3. 4 (W)
401	元・追加地租	sac. sc.	CT. 6. 26. 12 (E)			
407	プラエトル職	sac. sc.	CT. 6. 26. 13 (E)			
407	下・臨・元	sac. sc.	CT. 6. 26. 14 (W)	408	道修復	Cl. 10. 49. 1 (E)
410	馬税	sac. sc.	CT. 6. 26. 15 (W)			
412	下・臨	ill.	CT. 11. 16. 23 (W)			
			{ =Cl. 10. 48. 16			
			CT. 11. 18. 1 (W)			
415	元	sil. dec.	CT. 6. 23. 1 (E)			
423	馬・新兵提供	sil. dec.	CT. 6. 23. 2 (W)	423	道・橋修復	CT. 15. 3. 6 (E)
427	元	dom. prot.	CT. 6. 24. 10 (E)			
428	元	警察官吏	CT. 6. 27. 22 (E)	433	宿舎提供	CT. 7. 8. 15 (E)
432	下・臨・元	sil. dec.	CT. 6. 23. 3 (W)	435	宿舎提供	CT. 7. 8. 16 (E)
437	下・臨・元	sil. dec.	CT. 6. 23. 4 (E)	441	下	NV. 10. 3 (W)
444	宿舎提供	ill. sp.	NT. 25 (E)	441	parang.	Cl. 12. 50. 21 (E)
				444	新兵提供	NV. 6. 3 (W)
				445	parang.	Cl. 10. 49. 2 (E)
				472	城壁修復	Cl. 10. 49. 3 (E)
					食糧調達	

凡例：元=元老院議員の負担；参=参事会員の負担；市=市民の負担；下=下級の負担；人=個人の負担；臨=臨時の負担；parang.=追加役畜供出parangareia；com. pr. rat.=諮詢役comes, 騎士格州總督praeses, 財務官ratinalis；dom. prot.=宮廷護員domesticus, 親衛隊員protector；ill.=illustris；p.=宮廷官吏palatini；sac. sc.=書記局官吏sacra scrinia；sil. dec.=皇帝顧問会議の案内係silentarius et decurio；sp.=spectabilis (E)=帝国東部；(W)=帝国西部

の免除を受ける者は財産に課せられる負担を果たさねばならぬ  
nisi qui immunitatem munerum publicorum consecuti  
sunt, onera patrimoniorum sustinere debent」 ひ命じ  
れりへ、それは、「公共の負担」の中でも、現物納地租  
annonae や、それを運ぶための公共輸送用役畜供出  
angareia et verecunda の帝国の行財政にとって不可欠の

「財産に課される負担」(以下「財産の負担」) m.patrimoni-  
orum」を除いた負担、すなわち、「個人に課せられる負担」  
(以下「個人の負担」) m.personae」のみの免除を意味し  
たのである。帝政後期においても、かかる「財産の負担」  
不免除の原則は、「なんらかたりともござる負担を免除され  
ている財産を持たぬる」 *et nemo aliquid immune  
possideat; CT.13.10.8 = CL.10.25.1(a.383) cf.11.16.10*」  
この表現に定式化されて存続し、地租や公共輸送用役畜  
供出など重要な「財産の負担」は、格別の籠田や、天災に  
遭遇した地方の住民等に、個別的に免除されることがあ  
たにせよ、少なくとも、退役者に爵位や称号に伴う特権と  
して包括的に免除されることがなかつた。従つて我々は、  
帝政後期にも「市民(都市)・公共の負担の免除」といえ  
ば、やれば「個人の負担の免除」を指したと解してよい。  
の「個人の負担」とは、負担維持者が自らの「精神的配  
慮と身体労働 animi provisio et corporalis labor;

Arcadius Charisius *Dig.50.4.18.1*」を以て果たすべき負  
担群のいふべきであつた。従つて、我々は、この負担群からの  
免除が、具体的には、参事会員が果たすべき都市政務官職  
や徵税役等の役職(=「参事会員の負担」)、市民全てが果  
たすべき陪審、あるいは下層市民が果たすべき労務作業な  
どの免除を意味していたと理解しうるのである。

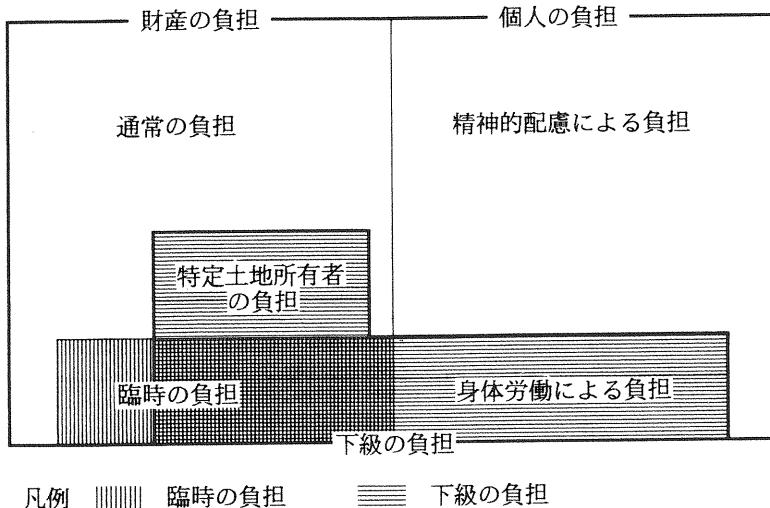
次にド「下級の負担」と「臨時の負担」について。 「下  
級の負担」は、三世紀の法学者の見解(*Papinianus Dig.  
50.5.8.4*)によれば、m.sordida corporalia' すなわち、  
上述の「個人の負担」のうち、身分の低い者が「身体労働  
によって果たす下級の負担」を指してゐた。実際、宫廷諸  
官職の退役者に、「下級の負担」の免除を認めた三八二年  
の法文(*CT.11.16.15*)は、それを具体的に列挙する中  
で、「様々な労働や手仕事の提供 operarum et artificum  
diversorum obsequia adiumenta」を挙げてゐる。ド、  
我々は帝政後期にもかかる枠組みが基本的に維持されてい  
たと考えうる。しかしその一方、この法文は同時に、「下  
級の負担」の幾つかは、「(退役宫廷官吏の)位階〔を持つ  
者〕の財産には課せられぬ」として ut patrimonis  
dignitatum ... nec ... mandetur」 ひめ述べ。つまり、  
少なからぬの時限内に、「財産の負担」の中でも下級  
にされた諸負担がこの負担群に加えられ、上述の「」が

「財産の負担」不免除の原則の例外として免除特権の対象  
 いなったむらに示唆してある。実際、この法文が列挙する<sup>(a)</sup>製粉・ペッヘルモ pollinis conficiendi  
 cura aut panis excoctio<sup>(b)</sup>（建築用）石灰供出 calcis  
 coquendae obsequia adiumenta<sup>(c)</sup>（新兵提供・新兵税  
 capituli et temonis necessitas<sup>(d)</sup>宿舎提供 hospitalia<sup>(e)</sup>貨物・武器製造用以外の木炭提供 carbonis praebatio<sup>(f)</sup>（建築用）木材提供 lignorum praebatio<sup>(g)</sup>道路・橋梁・教会・公共施設の建築修復 viarum et  
 pontium constructio publicarum vel sacrarum aedium  
 construendarum cura<sup>(h)</sup>（公共輸送用駕畜追加供出 para-  
 veredorum et parangariarum praebatio<sup>(i)</sup>した諸負担  
 は、これも「身体労働」によらずはなく「財産供出」  
 によること果たされたのだ。我々は、これらが「財産に課される下級の負担」であったと考へるだらう。  
 ところど、これらの負担はその性格上、特定の身分・地方の土地所有者のみに課されるもの<sup>(a)-(b)</sup>と、帝国や都市の必要に応じて臨時に課されるもの<sup>(c)-(e)</sup>に分類されうる。そして、そのうち、臨時の性格を持つ後者が、本来「臨時の負担」の構成要素であったことは、上の法文の八年後の「法文 (CT.11.16.18)」の記述にいへば疑いないといふのである。むらのむ、同法文は、「なんどとも決し

て臨時の負担の「免除」特権を得る」とはなら extraordi-  
 narium munerum beneficis nullum omnino potiri」  
 と原則を述べていて、「つかしむらん【臨時の負担】の  
 分担からの「免除」特権を、精勤や位階に属するものにして保証する場合ねこではだら neque sane deest, ubi vel  
 meritorum privilegia vel dignitatum a communione  
 vindicemus」もって、退役宦官宦吏に上の法文と同様の  
 負担の免除を定めているからである。しかば、「臨時の  
 負担」の免除は、「下級の負担」にも数えられた上掲の<sup>(c)</sup>  
 「下級の負担」には数えられなかつた臨時の地租  
 (superindictio)などを併せた、これにせよ帝国や都市が  
 臨時に要求する負担群の免除を意味しており、従つて、これも、時と場合によつて、「財産の負担」不免除の原則の例外を成していったと考えられるのである。

以上、多少煩瑣になつたので整理してみれば、「公共の負担」は左頁上段の図に示した諸負担群からなり、そのうち、いずれであれ網かけを施した部分が、負担免除特権の対象となりえた部分であったということになる。それでは、かかる特権は、実際に、帝国や都市の需要充足や機能に深刻な影響を与えたであろうか。この問い合わせをして、比較的問題なく否と答へられるのは、図に挙げた負担群のうち、「下級の個人の負担」と「特定の身分・地方の土地所有者

図 「公共の負担」の負担群



に課せられる財産の負担」であろう。前者はもともと都市の有産者には無縁の負担であつたし、後者は、パン焼きの場合、首都の *pistores* の組合 (corpus *pistorum*) に属する土地所有者、石灰供出の場合、トゥースキアとカンパニア両州の特定の土地の所有者という、いずれも、有産者一般を代表するとは言いがたい、ごく限定された者にのみ関係する負担であつたからである。<sup>(1)</sup> それよりむしろ問題となりうるのは、「精神的配慮による個人の負担」、なかんずく「参事会員の負担」の免除と、「臨時の負担」(「下級の財産の負担」を含む)の免除である。前者の負担群は、上述のごとく、政務官職や役職など、都市行政上の中核的な負担を、また、後者のそれは、道路や建物の修復、徵兵、追加輸送、宿営など、帝国や都市の行財政にとって緊急の必要性を持つ負担をそれぞれ意味し、いざれも参事会員を中心とする都市の有産者によって果たされるべきものであつた。従つて、彼らの多くが、かかる負担群からの免除特権を獲得・僭称していたとすれば、そのことが帝国や都市の行財政需要の充足を阻害することになつたという可能性は確かにありうる。しかし実際には、かかる可能性が、帝政後期において、普遍的に現実化したとはみなし得ない幾つかの理由がある。

まず何より、都市の有産者＝名望家は、一旦爵位と「都

「市の負担」の免除特権を得ても、都市への財政的貢献を止めはしなかった。例えば四世紀のアフリカ諸州では、宮廷も置かれたアンティオケイアのごとき例外的大都市ほどではないにせよ、有産者によって爵位が盛んに獲得・僭称されていた。<sup>(15)</sup>しかし、碑文によれば、爵位獲得・僭称者らは、爵位に付随する負担免除特権にもかかわらず、今や vir clarissimus や honoratus などとして、故郷の都市の建築物の建造や修復に帝政前期と相変わらず出費し、公共のための贈与を続けていたのである。また、最近の発掘調査により貴重な知見を数多くもたらした小アジア、カリア州の州都アフロディンアス市でも、同様の事態が六世紀にいたるまで観察される。この都市では、四世紀半ば頃から、comes clarissimus 等の称号・爵位を持つ州総督たちが、次いで五世紀中葉以降、同等かそれ以上に名譽ある爵位 (clarissimus, illustris, magnificentissimus) を持ち、「都市の父 pater tēs poleōs」などと呼ばれる有産市民たちが、帝政前期以来の贈与者 eurgēs = 名望家の役割を果していたのである。

古代地中海世界の諸都市に無数の壯麗な建築物をもたらした、かかる贈与慣行に関する記念碑的著作を著した P. ヴュースは、都市名望家にとって、都市のための出費は自発的になすから名譽となるのであり、それを義務的釀金と

してなすことは彼にとって不名譽以外の何物でもなかつた、と鋭く指摘している。<sup>(16)</sup>かかる指摘に従えば、我々は、帝政後期の有産者にとつても、単なる参事会員の資格で義務的に財政貢献を果たすより、参事会員に抜きんでた名譽を誇りうる爵位・称号保持者として、参事会員の服すべき義務的負担から逃れて自由に贈与を行ふ方が、名望家としての自意識をはるかに満足させる行為であつたと考えうるし、また上に挙げた例は、そうしたことの紛れもない証左となるのである。もちろん、帝政後期に、神殿、劇場、競技場、公衆浴場の建設・修復など、伝統的形態をとる都市への贈与の実例が、全般に減少することは事実である。しかし我々は、帝政後期の市民生活が、次第に教会を焦点に再編されていったという事実、そしてそれに伴い、贈与慣行も、碑文などの目に見える形ではなかなか表面に現れてこない慈善行為や、多くは都市名望家出身であった司教を主要な扱い手とする教会施設の設立などに形を変えていったという事実に目を向けるとき、この時代の贈与慣行の都市財政に対する貢献の度合いを決して過少に評価することはできないのである。<sup>(17)</sup>

他方、かくのじとき自発的贈与から離れて、義務的負担それ自体による行財政需要の充足の側面に目を向けてみて、帝国政府は特に四世紀後半以降、負担免除特権が、必

要な負担維持を阻害しないようにしかるべき対策を講じておいた。まず、政務官職などを含み、都市行政に不可欠の重要性を持った「参事会員の負担」について。帝国は、三七一年、参事会員から元老院議員になった者に対し、それまでの参事会への無条件の連れ戻しという政策から一転して、まだ元老院議員になる前に作った子供を参事会に残し、その負担に服せねば、白いclarissimus の称号を保持することを認めた。そして、その際、父の跡を継いで「元老院の団体に選ばれるやうな子には、「元老院土地税〔の最低基準額〕に相応しく家産のみが結び付けられるべき子、qui ad consortium senatus legetur ... patrimonii idonea solius glebae substantia congregetur; CT.12.1.74」」と、すなわち裏返せば、残りの全ての家産は、参事会に留まる子に相続されねば」とを定め、それによって、「参事会員の負担」維持のために必要な、人材ばかりでなく、物的基礎も確保しようとしたのである。このことは、この負担群が、当然参事会員の無償奉仕を前提にして、また場合によつては職務義務違反に伴う欠損補填（例えば徵稅役などの際）のように何らかの現物・貨幣給付をも含意していたことに鑑みれば当然の措置であったが、しかし、我々の関心にとって重要なのは、帝国が、その後、「参事会員の負担」のこうした物的基礎を重視し、むしむし「個人の

負担」であったいの負担群を、家産と結び付けられた負担=「財産の負担」に分類する」となつてこゝだ、という事実である。すなわち、三八四年の一立法（CT.12.1.107）では、負担免除特權を持つ者が、いかなる形であれ、参事会員の家産を相続する場合、参事会員に課せられる金納稅を、代理人を通じて、「各々が相続した限りの家産の部分に応じてpro ea tantum parte patrimonii, in quam quisque successit」納めなければならぬとい定める。また、三九三一年の「立法（CT.12.1.130）」は、ゆいと明確に、「元老院に入った都市参事会員は「その財産——それについて相応しい者が代理に立てられうる——が、常に参事会の義務に服している」ということを知るべくやである bona sua, quibus substitui idoneus possit, sciet curiae esse obnoxia」とある。このゆいと、四世紀末になつて、「参事会員の負担」は参事会員とこゝの個人とではなく、参事会員の土地とこゝの財産と不可分のものとされ、その所有者は、いかなる免除特權を持つ者であれ、自らにせよ、後継者や代理人を通じてにせよ、必ずそれを果たさねばならない」というような負担群となつていつたのである。

我々は、実際、五世紀以降の帝国東部各地で、従来「参事会員の負担」の重要な一角を占めてきた都市内での様々な徵稅の任務を担つたpargarchēs, vindex, ものの

いは先述の「都市の父」と呼ばれる諸職の担い手が、元老院議員の様々な爵位*magnificientissimus, gloriostissimus, illustris, clarissimus*の保持者であったこと<sup>(25)</sup>、また、六世紀のあるペピルスの示唆によれば、同一都市内、同一年度の徵税にあたった複数の徵稅人が、各々の財産の割合に応じて徵收責任額を分担していたことを知っている。すなわち、帝国は、今や「財産の負担」として誰からも免除されることのなくなったこの負担群を、少なくともその重要な一部分については、「元老院議員の爵位を保持する有産者に、実際に担わせていたのである。加えて、周知の如く、帝国は、旧来の都市政務官を補完し、あるいはそれに取って替わるものとして、都市の財務監督のためには*curator rei publicae (=logistēs)*、司法・警察のためには*defensor civitatis (=ek(syn-)dikos)*といった新しい重要な行政職を各地の都市に定着させていた、いずれも爵位保持者に担わせていた。<sup>(26)</sup>おそらく我々は、かくして、「参事会員の負担」と「市民の負担」の免除特権は、とりわけ四世紀末以降、法原則上ばかりか現実にも無意味となり、それゆえ都市の行財政需要の充足にとって、潜在的に阻害要因とはなりえなくなつたと考えうるし、また、これらの負担群がそれぞれ三六二年と三九六年を最後に言及されなくなる（前掲の表参照）のも、かかる発展の結果と理解し

うるかもしないのである。

次いで、帝国や都市の行財政にとって緊急の必要性を持った「臨時の負担」について。帝国は、この負担群の免除について、(1)免除特権付与対象者の制限と、(2)必要に応じた免除特権内容の見直し=免除特権の個別的撤回を行つていた。まず(1)から見てみれば、帝国は、当初、コーンスタンティヌス朝期までの立法では、現役および退役宮廷官吏のみならず、「彼らの子や子孫 filii eorum atque nepotes」も、「下級の負担」免除特権の適用対象者としており、また、*clarissimus, spectabilis*の爵位を持つ中下層元老院議員を含む全ての元老院議員をこの負担の免除対象者としていた。しかし、その後、三八五年には「下級の負担からの免除特権は相続人や子孫の下へ移りえな」と*sordidorum munerum excusatō ... ad heredem successorem ve transire non potest*への原則を打ち立てて宮廷官吏退役者本人のみを「下級の負担」免除特権の付与対象者とする一方で、五世紀には、*illustris*の爵位を持つ者、すなわち民政長官や諸局長官 *magister officiorum*、財務長官 *comes sacrarum largitionum*、皇帝領長官 *comes rerum privatarum*、首都監御 *praefectus Uribi*等、帝国の最高の官職を経験した、元老院議員の最上層のみを「臨時に、あるいは下級の負担」免除特権の対象者とするようにな

なつていつたのである。

我々は、もちろん、いうした帝国の政策が、免除特権を享受しうる者の数を制限するためのものであり、当初は、そうした意図どおりの効果を持ったと考えてよいであろうが、しかし、実際に、その効果が永続し、免除特権が、必要な負担維持にとって障害にならなかつたとまで、軽々に論じるにはできない。なぜなら、先述の(1)とく爵位や名譽称号は、常に非合法に僭称されていたし、また合法的にも、*illustris* の爵位は、宮廷や内廷の下級の官吏を中心として、*pagarches* などにいたるまで、かなり広範に与えられていたからである。<sup>(2)</sup> それよりむしろ、必要な負担維持という観点からは、(2)が一層重要である。そこで、この政策に目を轉すれば、前掲の表の右欄に示したごとく、帝国は全時代を通じて、新兵提供、道路・城壁・橋梁修復、公共輸送用役畜の追加供出など、いずれも「臨時の負担」に属する負担の免除特権を個別に見直し、その撤回を行つていて。帝国が、それぞれの見直しを必要とした背景には、何より、戦争という非常事態が存在した。例えば、コンスタンティヌス帝は、三四〇年代、帝国東部の元老院議員の財産と家人を「新兵税の負担*temonaria onera*」と「州総督が命じる〔臨時の〕地租や税*ceterae praestationes quas iudices describunt*」を含む「全ての

下級と臨時の負担*omnia sordida et extraordinaria munera*」から免除していた。しかし、帝は、その十数年後の二六一年五月、遠く東方戦線で、ガリアでのユーリアーヌスの謀叛を知り、「臨時の負担」のうち、宿舎提供、食料調達、公共建築といった諸負担の免除特権は再確認したもの、新兵提供の負担は、おそらく、きたるべき決戦に備えて兵力増強のため、免除特権の対象から外したのである。その一方、同年一月、突然の同帝逝去後、正式に帝位を継承したユーリアーヌスは、翌年三月、子飼いのガリア軍團に加えて先帝の東方軍團も指揮下に収めたことで、さしあたり兵力増強の必要性から解放され、帝国東部の元老院議員に対し、再び新兵提供の負担免除特権を承認した。しかし、先帝の東方戦役を引き継いだ彼は、おそらく辺境への速やかな軍團・物資移動に支障を来さぬよう、必要な「道路修復負担*itinerum sollicitudines*」の免除特権を撤回したのである。<sup>(3)</sup>

こうした戦時など非常時において頂点に達する行財政需要の増大を背景とした「臨時の負担」免除特権の撤回は、その後も五世紀後半にいたるまで引き続き確認される。前掲の、「下級の負担」を最も網羅的に列挙している三八二年と二九〇年の立法は、ラエティア辺境とイリュリクム道向けの追加役畜提供を、当時、そにが緊張著しく、おそら

く集中的に補給を必要とした地であったがゆえに (cf. *pro necessitate vel tempore*) 爵位・名譽称号保持者の免除特権から除外していた。また、三九七年の立法は、明らかにアフリカでのギルドーの乱を鎮圧する軍隊編成のため、三九九年の立法は、おそらくギルドーの乱で荒廃した道路網復活のため、それぞれ新兵提供の負担と道路修復の負担を免除対象から除外したし、また、四〇八年の立法は、ゴート王アラリックにより破壊された全イリュリクム道の諸都市再建のため、城壁修復負担の免除特権を撤回した。さらに、四四一年の立法は、当時、ヴァンダル、ペルシア、フン族に対して余儀なくされた多正面作戦の遂行のため、特に、「戦時に *tempore expeditionis*」<sup>(29)</sup> 限定しつつ、重輸送用役畜の追加提供の免除特権を撤回している。<sup>(30)</sup> 本節の関心にとって問題となるのは、こうした、それ自体特に戦争という非常事態と極めて密接に係わる「臨時の負担」の免除特権の見直しが果してどの程度貫徹されたのか、逆に言えば、かかる特権見直しに対し、爵位・名譽称号保持者たちが、どの程度抵抗を示し、いかに帝国や都市の緊急の行政需要の充足を妨げたかであるが、実際、我々が彼らの抵抗について知りうるのは、ギルドーの乱当时、新兵提供の負担をめぐって宮廷に使節を派遣したローマ元老院の場合だけである。そして、シュンマクスと立法の証言によれば、

ば、その際でも、彼らが請願して認められたのはせいぜいその代納金支払いまでで、結局はこの負担に服さざるをえたかったのである。すなわち、有数の大土地所有者で、いたるところに所領を持っていた彼ら特権保持者たちは、あえて負担を忌避して戦争や動乱が拡大すれば、敵からも味方からも、暴力的な略奪や取り立てを被る危険を覚悟しなければならず、従って、免除特権を持たない参事会員たちとなんら異なるところなく、否応なしに帝国の戦時政策に協力せざるをえなかつた、ということであろう。それゆえ、我々は、こうした非常時に集中的に必要とされる負担が、非常時に実際果たされていたと見なしうるならば、たとえそれが緊急度の低いその他の機会に免除されたにしても、帝国や都市の行財政需要の充足にとって、本質的な阻害要因になつたとは考ええないものである。

### III 帝政後期における負担免除特権の意味

以上から、元老院議員の爵位や帝国官吏の名譽称号の保持者に認められた負担免除特権が、帝国や都市の行財政上の需要充足の妨げとなつたという從来説は極めて疑わしいことが示された。しかば、我々は、最後に、負担免除特権が帝国や都市の行財政にとっていかなる積極的意義を持つ

たかといふ」との検討に移らねばならない。その際、焦点は自ずと、（誰もが免れる）ことのできない非常時のそれ以外の、「臨時、あるいは下級の負担」の免除特権が、後期帝国社会において、特権被付与＝獲得者にいかなる利益を保証し、その結果、いかに彼らを帝国や都市に対する行財政的貢献へと促したのか、という点に絞られることになる。すなわち、先述のごとく「市民の負担」の免除特権は、四世紀末以降実質を失い、専ら（非常時以外の）「臨時、あるいは下級の負担」の免除特権が、負担免除特権の中身を構成することになったので、この特権が、被付与者＝獲得者や僭称者にもたらした利益の性格と、その利益によって彼らに帝国や都市への奉仕・貢献を動機づけたメカニズムを当時の社会のあり方に照らして明らかにすれば、後期帝国において、負担免除特権が果たした役割の核心を浮き彫りにしうると思われるからである。

さて、まず、「臨時、あるいは下級の負担」の免除特権獲得者が、この特権から、いかなる利益を得たのかについてであるが、この特権が多くの僭称者を生みつつ、帝政後期を通じて存続したものである以上、我々は、それがなんらかの利益を含意したことは推察しうる。しかし、それが具体的にいかなる利益であったか特定するのは、直接の証言がないだけに難かしい。そこでこの問い合わせを、特権獲得者

を含むあらゆる有産者にとって、非常時以外の平時に、この負担群を課されたとしたら、それはいかなる不利益を意味したのかという問いに置き換えてみるならば、この負担群、とりわけ、「臨時の負担」の賦課・徵収（集・発）原則の特有のあり方は、貴重な示唆を与えてくれよう。すなわち地租等、通常の負担が、全住民に対し公平の原則に基づいて賦課・徵収（集・発）されていたのに対し、「臨時の負担」は、コーンスタンティヌス帝の立法（CT.11.16.4）によれば、「最初富裕な者から、次いで中産者から、そして下層の者から primo a potioribus, dein mediocribus, adque infimis」徵われるべしやんとやれていたのである。この負担群の賦課・徵収（集・発）のかかる特徴的なあたり方は、おそらくこの負担群固有の性格に由来するものであった。すなわち、通常の負担が、定められた時期にのみ、あらゆる臣民に賦課されたとの対照的に、この負担群は、先述のこととき非常の場合のみならず、いかなる理由であれ帝國や都市がその賦課の必要性を認めた場合に、通常の負担の不足分を補い（追加地租、輸送用役畜の追加供出等）、あるいは一時的にのみ必要な物資や人員を調達する（建築物・道路・橋梁修復、新兵提供、宿舎提供等）ためのものとして隨時賦課された。それゆえ、それは、必要な物資・人員・役畜・宿舎等の確実かつ迅速な供出を求める

る一方、例えば宿舎の場合など（戦時等需要の急速に高まる非常時を除いて）、その都度必要な数々の調達しつれば、全ての住民からの公平な徴発は必ずしも求めない。従つて、この負担群の場合、大規模な徴収（集・発）が必要な非常時以外、すなわち平時には、通常の負担のように公平の原則に基づいて全住民に課すよりはむしろ、その都度必要な分について、豊富な財産や人員を持つがゆえにそこから迅速かつ確実に調達しやすい富裕者から順に課していく方が合理的だったのだ。

従つて、こうした賦課原則が採られるならば、富裕者は財産を多く持てば持つほど、「臨時の負担」を頻繁に課されることになり、大きな経済的負担を強いることになると推察しうるが、我々は、加えてさらに、この負担群が、通常の負担のように都市参事会員によって配分されていたとしたら、参事会員以外の富裕者——特に爵位や名誉称号を保持するような最富裕者は一層大きな経済的重荷を背負わざれる危険性があつたと考えうる。すなわち、自身も富裕者である参事会員たちは、自分たちへの割当をやむを避けねばならぬ、後者への恣意的な負担配分を行おうとしたるうからである。先のコーンスタンティヌスの立法は、おそらくかかる不法行為を排除するために、上の原則に統いて、「臨時の負担」の「罰金」で業務 distributio 」

は「参事会首席に委ねられていなければ、*non est principalibus committenda*」、「州総督自身が手つかずrectores provinciarum ... ipsi manu ... propria」を行うべきである規定していた。

しかしながら、シモンマクスの証記によれば、四五世紀末、こうした規定にもかかわらず、実際に、都市政務官と参事会がこの負担群の割当での実権を握り、自らに有利な配分を行っていたことは明白である。すなわち、彼は、友人の行政官（多分、州総督か、その上官たる管区代官）レポリー<sup>(33)</sup>ウスに宛てたある書簡（Ep.9.10）で、「徴兵税徴収役人 capitulani」が「公的な効力ある証書を示せよ」と nulla publicae validitatis monumenta promentes」、彼の所領から「新兵税 taxatio tironis」を要求したとの不法を訴えつけ、されば、「都市参事会首席と財務方 principiales et tabularii」が、「田舎の、田舎の家の内の者たちの負担を逃避するため in excusationem sui aut suorum」なしにものと思われる*vaga et libera exactio quaestum praestat licentiae*」「詔令 instructio」を発するより求められた。なぜ彼は、別の書簡（Ep.9.48）では、田舎の友人で、「元コーンスラーリス格州総督 ex consularibus」の称号を持って

いたペトローニウスの遺児たちが住む「アリーヌム近郊の家 lar apud Ariminum」が「兵士 militares」の宿舎に割り当てられたもの(不當性を、ユーケースムとアヌリア州の総督と思われる人物)に対し訴え、この家を兵士の宿舎の指定から解除すべく、「アリーヌムの政務官と参事会に対する権利の書状を与え datis Ariminensium magistratus atque ordines minacibus litteris」<sup>35</sup>を求めている。

これらの事例で、シヤンマクスが、前者の場合には「私の家産を守るために refrevendi patrimonii mei gratia」後者の場合にはペトローニウスの遺児たちの家を、兵士たちによる「潰滅的破壊 extrellum excidium」から救うためとそれぞれ述べていることに明確に示されているとく、参事会員と政務官が自らの負担を避けるためになした州総督の負担分配権の不法な篡奪は、実際に、シヤンマクス自身やペトローニウスの遺児たちといった、彼ら以外の富裕者が所有する土地や家などの経済的損害——また特に、その貪欲で恐れられた兵士への宿舎提供の場合には、深刻な経済的破滅さえ——を意味した。そしてさらに、シヤンマクスが前者の書簡で、「参事会主席と財務方には他者を出費から免れさせたり、他者に対して不当な負担を負わせたりする」とが自由になつていね principalibus et

tabularis liberum est alios a dispedio vindicare alii indebitum munus imponere」へ、彼らの不法な賦課権限の適用を一般化して出現してしまったに照らせば、かかる事態は当時、決して特殊な出来事ではなかつたのである。

といひて、我々は、参事会員らが、このようにして「臨時の負担」賦課の権限を事实上我がものとしていたことは、

彼らより身分の高い富裕者、とりわけ元老院貴族や退役帝国官吏にとって、単に経済的に不利益であるばかりではなく、政治的にも少なからぬ脅威であったと推察しうる。すなわち、当時の社会的・政治的現実の中において、元老院貴族や退役帝国官吏（後者は、退役の際、名薦称号の他に元老院議員の爵位も与えられて、前者と同化していった）が、自らの出身市や所領を持つ都市において家門の権力基盤を維持し続けようとすれば、爵位や名薦称号のもたらす社会的威信を背景に、代々、多大の出費によって貴族らしい威儀と影響力を保ちつつ（豪壮な邸宅や別荘、贅沢な宝飾類、衣服、食事、豪華な馬車や駕籠、惜しみない贈与や散財、多数の従者の扶養と彼らへの大盤振る舞いなど）、時に実力でもって参事会員らをねじ伏せながら（土地の境界争い等の際の暴力、不当な土地の侵奪、財産の略取など）、自らの経済的、政治的優位を誇示し続けることが不可欠であった。しかし、こうした彼らが、例えばペトローニウスの子

供たちが家長を失つたじとく、参事会員ら（特にその上層）に付け込む隙を与えるような何らかの不運に遭遇し、恣意的な負担割当てによって社会的不名誉（先述のことく「臨時の負担」の多くは、身分の高い者がするに相応しくない「下級の負担」と見なされていた）や経済的損失を被ることになれば、自ずと、自らの家門の政治的権力基盤を再生産し難くなってしまうであろう。かかる意味で、「臨時の負担」賦課の機会は、地方において、参事会員と元老院貴族の権力関係を逆転させるような両者間の政治的権力闘争の機会であり得たと思われるのである。

実際、我々は、ションマクス自身が都市参事会員によつて新兵税を課せられた先の事例と、宿舎提供義務を課せられた別の事例の背景に、こうした権力闘争の影を見ることができるかもしない。まず前者の事例を見てみれば、ションマクスは、不当な新兵税賦課からの救済を求めた前掲の書簡冒頭で、由るが「運命の矢に深く傷つけられて（以来）今初めて Fortunae telo graviter sauciatus nunc primum」ンボーリウスに挨拶状を送るのは、「時を長くかけることによつても、かくも大きな悲しみの苦痛は決して癒されず tanti vulneris dolor nulla temporis diuturnitate possit aboleri」それゆえ、「（挨拶の）義務から長く遠ざかって こゑりふもどおなづかぬque enim diu ab officio debui

*temperare*」であると前口上を述べていた。この手紙を書くも暫く彼に一切の音信を絶たせしめたというほどの深い悲しみは、彼の身に降りかかった私的な不幸を示唆していること、そしてまた、この書簡はションマクス（四〇二年頃没）の晩年の書簡を集めた書簡集第九巻に収められてゐることから、今日一般に、この書簡は、彼の無二の親友ニーロマクス・フラーヴィアーヌスが三九四年にエウゲニウスの反乱に深く関与して自殺を遂げた直後に書かれたものと解されている。しかば、既に首都長官（三八四年）やコーンスル（三九一年）までも勤めていたションマクス<sup>(38)</sup>は、この時点では当然、免除特権を持っていたはずであるが、そうした彼が、地方で新兵税を賦課されるという憂き目に見たのはなぜだろう。もしかしたら我々は、かかる年代決定を受け入れた上で、次のように推測することができるものかもしれない。すなわち、彼が不当な新兵税賦課を被ったのは、彼が、フラーヴィアーヌスとの密接な関係（交遊関係のみならず、娘を後者の息子に嫁がせていた）によつて、当然反乱への関与を疑われる立場にあり、それゆえに、この反乱鎮圧後には、参事会員らにより、もはや地方での政治的影響力も持たぬものとみなされたからである、と。もしいうした推測が正しければ、我々は、ここにションマクスの弱みにつけ込んで、地方レヴェルで、彼の権威を覆

し、経済的・政治的な利益を得ようとする参事会員らの動向を見る事ができるだろ<sup>(39)</sup>う。

さりにもうひとつの例を見てみよう。彼は、フラーイアースと、その息子夫妻に、それぞれ別々に宛てて書いた二つの書簡 (Byp.2.52;6.72) で、自らのオステイアにある所領が、「兵士の侵入militaris impressio」——おそらく宿營のための一に苦しめられたことを嘆いている。前者の書簡の前半にはローマを襲つた穀物危機についての記述があり、また後者は三八八年のことと推測される小フラーイアースとションマクスの娘の結婚後の書簡であることから、これらは両者の結婚式直後、ローマに穀物危機が起つた三八八年のものと考えられるが、実はこの年はションマクスにとって、最大の政治的危機が訪れた年であった。すなわち、彼は、この年に敗死した僭称帝マーケシムスに対する称賛演説を行つた上で宮廷の不興を買いつめからがら教会に逃げ込まねばならなかつたというほど危機的な状況に陥つていたのである。<sup>(40)</sup> シュンマクスは、自らの特権に対する侵害を、「法lex」すなわち裁判に訴えたにもかかわらず、それを訴訟として取り上げてやえもんえなかつたことを示唆していく (cf.Dii viderint exitum causae) が、こうした彼の政治的危機に鑑みればそれも当然であり、我々は、この事例において、有力元老院議員の

深刻な政治的危機につけ込んで、彼の権威も特権も無視しようとする地方レヴェルでの権力関係転覆の動きを推察することができるるのである。

以上から我々は、「臨時の負担」が、その制度的本質、および運用の実情に照らして、とりわけ、爵位や名譽称号を持つべき最も富裕な者たちに課せられた場合には、時に致命的でさえある経済的負担、社会的不名誉、政治的脅威を意味するものであり、従つて、彼らにとって、この負担からの免除特権を付与され、しかもその特権を常に有効なものとして保証され続けることは、単なる利益という以上に、不可欠の重要性を持つ事柄であったと考えうる。おそらく、それゆえにこそ、多くの富裕者——元老院議員や退役官吏のみならず、自身も同僚や総督に不当な賦課を受けた危険性があつた参事会員も含めて——がこの特権を求めることがになつたと思われるるのである。さて、ところで、先述のとく、四世紀後半から五世紀にかけて、帝国が次第に特権付与対象者をillustrisの爵位保持者本人に限定していくのに伴い、この特権を求める者は、①退役後の特権を保証されたillustris級の官職に就くか、②illustrisの爵位やその爵位を伴う退役官吏の称号を僭称するといういずれかの方途によりそれを獲得しなければならなくなつた。我々は、最後に、これらの方方法によつて、多くの富裕

者が、特権を求め、実際にそれを獲得していったことが、帝国や都市にとつていかなる意義を有したかについて問うてみることにするが、我々は、この問い合わせに對して次の三点を指摘しえ、その結果、この時代の帝国国制の確立・維持に、負担免除特権が果たした役割を十分積極的に評価しうるよう思う。

まず第一に、アニキウス家などの元老院貴族の中でも最も富裕で、伝統を持つ家の若年の成員が①の途を積極的に採り、四世紀末以降、これまで卑賤な職と見なされてきた書記職notariusなどの宮廷官吏職に就いたり、あるいは、五世紀には、宮廷内外の高官職を占めるようになった。彼らのうち実力ある者は、四世紀後半の大貴族ペトローニウス・プロブスが十数年間にわたり民政長官職を司り、ウァレンティニアヌス帝の政策を支え、財源確保に力を尽くしたように、宮廷内外の行財政を支える帝国にとって有用な人材となつたし、またそうでなくとも高い家柄の者は、諮詢役comesなどの称号を得て宮廷で皇帝の側近くに仕えた<sup>(45)</sup>ことで、帝国にとって政治的に危険の少ない宮廷貴族層を構成することになったのである。もちろん、高位の職に就けば、絶大な権力を揮いうるわけであるから、我々はかかる傾向が現れた理由を、彼らが単に負担免除特権を欲したこととのみ求めるわけにはいかないだろう。しかしな

がら、先のシュンマクスの友人の遺児たちの例が示すように、元老院議員の子弟だからといって、本人が官職に就き爵位・称号や特権を得るまでは、地方における権力を確立しえなかつた当時の社会的現実の中には、たとえ有力家系の成員といえども、家門の政治的・経済的基礎を固めるために、徒らに「閑暇otium」の中に日々を過ごすことをなく、いち早く高位の官職、あるいは下位でも宮廷の官職に就いて皇帝と結びつき、特権の保護を得る必要があつたであろう。我々は、先に指摘したような有力貴族の動向を、かかる背景に照らして理解しうるようと思われるし、また、こうした理解に誤りがないならば、成り上がりの能吏ばかりでなく、政治的に侮れない影響力を持つ有力家門の貴族が、特権に動機づけられて、若いうちから責任ある行財政職を担い、忠誠を示すことは、帝国にとっても、自らの国制の安定を確保するのに大いに意義深いことであつたと思われるのである。

第二に、官途を断念した元老院議員や、身分的上昇を遂げようとする（大抵は參事会員身分の）上層市民は、特権を求めて②の途を採つたが、そうした彼らは、この途を採ることによつて、実際に帝国行政上の官職を担わず、地方都市に滞留したままであっても、宮廷で威勢を揮う皇帝の寵臣たちや宮廷に人脈を持つローマやコンスタンティノ

パリスの有力元老院議員、時に皇帝自身とさえ個人的に結びついた、帝国の支配構造の安定に寄与していた。すなわち、彼らは、多くの立法が証言していることとく、自らの保護者 patronus と仰ぐ宮廷の有力者や皇帝自身に乞い求め、あるいは代価を支払って法制外的に爵位や名譽称号を授与してもらわねばならず<sup>(47)</sup>、また、ペトローニウスの遺児たちやシヨンマクスの例から容易に類推でき、またリバニウスの弁論にも見られるようにとく、いざ地方で自らの権力に対する挑戦を受けた時には、自らの権利回復は、正規の司法制度にではなく、自らの保護者との結びつきを軸に拡張していく。有力元老院議員、現職官吏、宮廷の高官たちとの間の個人的な関係に頼らざるをえなかつたからである。畢竟、彼らは、皇帝や宮廷の有力者に対する「忠誠diligentia」を維持し、現職官吏や有力元老院議員との「友誼amicitia」を涵養しつつ、こうした人的関係の網の中に深く取り込まれていくことになるが、かくして、究極的に皇帝やその寵臣にまで連なる人脈が全帝国規模で形成されるといふは、当時なお人的結合関係の機能に自らの政治的統合の多くを負っていた後期帝国にとって、自らの権力構造が安定的に支えられることを意味したのである。

第三に、①②いずれの途を採ったにせよ、特権を獲得した者たちは、社会的不名誉や政治的権威失墜をもたらす

可能性がある負担群を免れる」として、自らの身分に相応しい名譽ある負担を果たし、帝国や都市の行政財政に積極的に貢献するよう動機づけられることになった。すなわち、先述のこととく、その多くが「下級の負担」でもあつた「臨時の負担」は、参事会員によつて賦課されるばかりでなく、自らより身分の低い兵士や官吏に屋敷を占拠され、あるいは下級宮廷官吏curiosiに駆逐まで追加役畜の供出を命じられるといった体面を汚す不名誉な負担を意味していた。これに対し、爵位・名譽称号保持者がそれを果たすべく任命された先述の pagarchēs, defensor, curator, pater tēs poleos 等の都市内の司法・行財政上の職務、元老院土地税 gleba, 皇帝の即位記念祭等の獻身金 aurum oblatum, praetor 職に伴う戦車競争の出費、首都への穀物供給の配慮、といった「元老院の負担 functio senatoria」、あるいはまた、所領単位で地租等諸税を取りまとめて納める役などは、皇帝か、あるいは少なくとも同輩に對してのみ責任を負えばよく、また、参事会員以下の市民には果たす能力も資格もない、いわば高級な負担を意味したので、彼らはそれを果たすことを名譽としたのである。例えば、

praetor職に伴う戦車競争は、四世紀末から五世紀初頭にかけて金 1000~4000 リブラも投じられるというほどまで豪華に催されるようになつていつたし、獻身金の総

後期ローマ帝国における負担 munera 免除特権をめぐらし（浦野）

額は、元老院指導層のイニシアティヴで次第に増やされ、三八四年のウァレンティニアヌス一世の一〇年祭の時には、金一六〇〇リブラ、五七八年のティベリウス一世の五年祭の時には金三〇〇〇リブラにまで達した。<sup>(55)</sup> また、五〇三年、國父 patricius、名譽民政長官 vices praefecturae praetorinae の称号を得たエジプトの大土地所有者アピオヌは、自らの所領の収税機構をフル稼働させて六三〇〇〇〇セディイもの小麦をエテソサにもたらし、アナスタシウス帝のペルシア戦役を支えた。<sup>(56)</sup> あるいは defensor 職等の、爵位保持者に担われる都市の諸職は、<sup>(57)</sup> 旧来の参事会員の都市政務官の諸職 (duoviri, archon, strategos, etc.) を駆逐していく。いずれの場合も、この種の行財政的負担 = 給付は、爵位・称号保持者が、家門の名譽をかけて豪華さを競いあつたり (praetor 職)、旧にも増した忠誠心を宮廷に示そうとしたり (獻身金)、あるいはまた授けられた名譽称号に相応しい働きをしようとしたり (アピオン、defensor 職等)、彼らがそれを果たすことによって名譽を得ようとしたために、実際に帝国の期待どおり果たされたのであり、こうした意味でも、「下級、あるいは臨時の負担」の免除特権は、帝国や都市の行財政的需要充足、あるいは帝国国制の維持に貢献したのであった。

## おわりに

さて、以上を要するに、我々は、負担免除特権の国制的意義を、およそ次のように評価することができるだろう。すなわち、主として「参事会員の負担」と「臨時、あるいは下級の負担」からの免除を意味した帝政後期の負担免除特権は、四世紀後半以降、①「参事会員の負担」が「財産の負担」として誰からも免除されなくなり、また、②残された「下級、あるいは臨時の負担」の免除特権も、その被付与対象者を *Illustris* の爵位保持者 = 高官職退役者本人に制限されたばかりか、③それ自体非常時には帝国の随意に撤回されたので、いざれも決してミラーが主張するような帝国や都市の行財政需要の充足を損なうものではなかつた。むしろ非常時以外の平時に認められたこの負担群から、の免除特権は、帝国の最富裕階層を構成する爵位・名譽称号保持者を、地方における不当な経済的・政治的侵害から守るためのものであり、当時の流動的社会情勢の中で自らの家門を維持していくためにこの特権 (と爵位) を求めた多くの富裕者を、(1) 帝国の行政職や名譽職に魅きつけ、(2) 皇帝とその寵臣にまで至る人的結合関係の網の中に組み込み、あるいはまた、(3) 彼らにしか果たしえない帝国や都市に対する名譽ある行財政的奉仕へと動機づけることで、

帝国の国制維持に役立たせしめるようなものであった、と。

ところで、ミラーが帝政前期について指摘したように、負担免除特権は、もともと、帝国の勤務者・奉仕者への報奨という意味を持っていた。とすれば、こうした負担免除特権の役割・効果のうち、(1)(3)の効果こそが帝国の意図に則した本来的なそれであり、勤務しない者に対する<sup>(2)</sup>（と部分的には<sup>(3)</sup>）の効果は、むしろ副次的なそれであつたと考えられるべきである。しかし、それにもかかわらず、後者の効果は、後期帝国にとって侮り難い重要な意味を持つていた。というのも、帝国は、帝政後期になって、官吏の数を飛躍的に増やしたとはいえ、なお広大な領土に住む六〇〇〇万の帝国民を統治するのに、せいぜい三万人の官吏（すなわち住民二〇〇〇人にひとり）しか持つておらず、従つて必然的に、共和政期や帝政前期におけると同様、各地方の富裕者＝有力者がそれぞれ固有に持つ権力を統治に利用しなければならなかつたからである。その結果、帝国＝皇帝は、帝国官吏ばかりか、実際に官職を司ることのない地方有力者にも、爵位と特権という自らの恩寵を与えて、その忠誠を確保しようとした。先述の<sup>(3)</sup>とき地方有力者の要求にも押されて、爵位と特権を広範な富裕＝有力者層に与えていくことになつた。しかしながら、かかる傾向は、帝国にひとつの葛藤をもたらすことになる。すなわち爵位

と特権の価値は、多くの者に授与されればされるほど貶化し、それに伴つて、本来帝国がこれらにより高めようとしていた勤務・奉仕者の権威も低下してしまうことになるからである。かかる問題を克服するためには、帝国は、付与対象者を制限し直して、特権・爵位の価値を底上げしなければならないが、そうなると多くの無官の有力者を満足させえなくなる。そこで、五世紀以降の、とりわけ帝国東部においては、特権と爵位の拡張／貶化と、それらの制限／底上げが、互いに競合しつつ繰り返し現れることになった。例えば、元老院議員の爵位保持者の甚だしい増加に応じて、illustris の爵位保持者のみが元老院会議に出席する権利のある真の元老院議員とされたり、illustris の爵位保持者さえ増え過ぎてしまつたことに応じて、帝国の最高の官職保持者に授けられるべき*magnificientissimus et gloriosus* といつた新しい爵位が創設されたり、あるいはまた、前掲の表に見られるごとく、「元老院議員の負担」さえもが新たに免除特権の対象とされ、皇帝顧問会議の案内役を勤める三〇人の*silentiarii* と三人のその長*decuriones* など、の皇帝に最も近しい宮廷官吏が特別にその特権を認められたり、といったことである。ビザンツ時代に成立したきわめて複雑な爵位・特権体系は、おそらく、かかる発展の帰結であり、従つて帝国は、東部で、四世紀後半以降ビザ

後期ローマ帝国における負担 munera 免除特権をめぐる（浦野）

ソツ時代まで一貫して、上述のじゅくや爵位と特権の持つ(1)と(2)の効果の間のバランス調整に苦慮しつゝ、それらを用いて、実際の勤務者と、そうでない者を巧妙に自らの統治に役立てようとしたと考へられるであらう。

これに対し、帝国西部では、新たな爵位の創設はみられず、爵位・特権体系の発展はむづやく五世紀後半にはその歩みを止めてしまつたようである。その理由がいよいよに求められるのか、すなわち、民族大移動の混乱の中で、本稿で示したような爵位・特権の役割が失われてしまつたことによるのか、あるいは、皇帝を頂点とした権力構造自体が消滅してしまつたことによるのか、といつた問題については、今いひでにわかには論じえない。それはゲルマン系諸王国の権力構造の問題とも密接に関わる重大な問題だからである。筆者はかつて、これらの問題について若干の見通しを述べたことがあつたが、今いひでそれを中途半端に繰り返すことは避け、詳細な検討は、本稿で得た知見を踏まえながら他日を期すことにした。

## 註

(1) いじぢむじりあえず、邦語で読めるものとして、C. E. M. ノン『ローマの形成』創文社、一九八八年、一〇〇頁以下、F. W. ウォールバンク「収縮、危機ならびに組合國家」

M・チャインベース編『ローマ帝国の没落』創文社、一九七二年、一七四頁以下、「前達「末期ローマ帝国の体制」」「岩波講座世界歴史」7、岩波書店、一九六九年、一四頁、渡辺金一『ユギンの社会経済史研究』岩波書店、一九六八年、一七〇頁以下を挙げておこう。

(2) A.H.M.Jones, "The Caste System in the Later Roman Empire", *Etrusca* 8 (1970); P. Veyne, "Clientèle et corruption au service de l'état: la vénalité des officiales dans le Bas-Empire romain", *Annales ESC* 36 (1981), 341ff.; H.-J. Horstkotte, Die > Steuerhaftung < im spätromischen > Zwangsstaat <, Frankfurt am M. (1988); F. Jacques, "〈Obnoxius curiae〉 origines et formes de l'astreinte à la cité au IVe siècle de notre ère", *RHD* 63 (1985); A.J.B.Sirks, "Did the Late Roman Government Try to Tie People to Their Profession or Status?", *Tyche* 8 (1993).

(3) F. Millar, "Empire and City, Augustus to Julian: Obligations, Excuses and Status", *JRS* 73 (1983); id., *The Emperor in the Roman World* (31 BC.- AD.337), (1992) esp. Part 3; Veyne, art.cit.; Sirks, art.cit.; id., *Food for Rome*, Amsterdam (1991) たゞね「需要充足」といふ語は翻案のたゞ語であるが、M・チャインベースの概念 Bedarfsdeckung の語である。實際には、皇帝が財政的に必要とするあらゆる物的資源と人材の要求を充たすことをいう意味で用いている。M・ウェーバー『支配の社会学』I世良晃志郎訳、創文社、一九六〇年、一八五頁以下参照。

(4) Millar, art.cit., *JRS* 73

(5) 参事の職位の帝国官職に就く資格のない者が、官職に就いて特權・爵位を得たり、あるいはたとえその資格があつて官職に就いた者でも、実際に職務を果たさずに特權・爵位を獲得することば、これも非合法な僭称として禁じられてゐた。しかし、當時、皇帝は、やへった官職を得た者には爵位・特權を保証する特許状 codicilli を授与してたから

cf. *CT*. 12.1.5' 現実には、特權の、合法的獲得と非法的僭称の間の区別は曖昧であつた點ねねばならぬ。本稿は、まことに渾然一体となつて拡大してゐた両者が、この時代において持つた意味を解明するため田指してゐるが、以下」の検討では、両者を特に区別せよと論じるつもりである。後述

39 頁、および拙稿「後期ローマ帝国における官職ペーロネス」<sup>39</sup> 長谷川博隆編『古典古代ペーロネス』一九九三年、11回〇頁を参照。

(6) カーネル、*Veyne, Le pain et le cirque*, Paris (1976) を挙げておけば十分であつて。

(7) 後述23回、および後掲の表参照。

(8) 「元老院議員の爵位の発展」<sup>40</sup> Jones, *The Later Roman Empire* 284-602, Oxford (1964) 528ff.; H.Löhenken, *Ordines Dignitatum, Untersuchungen zur formalen Konstituierung der spätantiken Führungsschicht*, Köln (1982) esp. Kap. 4; A. Chastagnol, *Le sénat romain à l'époque impériale*, Paris (1992) chap. 16 約略。文語の「元老院の職位の発展」<sup>41</sup> は（ex + 職位名の尊格）の名義称耶といふか、臣主紀後半以降、次第に爵位を得るよ

うになつた。拙稿「後期ローマ帝国における官職ペーロネス」長谷川博隆編『古典古代ペーロネス』一回〇「」の図参照。

(9) 「公共の負担」と「私的な負担」の区別、および前者の負担区分について L.Neesen, "Die Entwicklung der Leistungen und Ämter (munera et honores) im römischen Kaiserreich des zweiten bis vierten Jahrhunderts" *Historia* 30 (1981) 統覧。

(10) Sirks, op.cit. 45ff.; Id., "Munera publica and Exemptions (vacatio, excusatio, immunitas), in; *Studies in Roman law and Legal History in Honor of Ramon D'Abadal, Annals of the Archive of Ferran Valls I Taverner's Library* 6 (1989)

(11) cf. J.Karayannopoulos, *Das Finanzwesen des frühbyzantinischen Staates*, München (1958), 17f.

(12) cf. Goethofredus, *a.h.l.* 兼職標榜 prototypia; *temonis sive capituli onera* 人力の供出標榜 sive onera

(13) cf. *CT*. 11.16 tit.de extraordinariis sive sordidis muneribus

(14) cf. *CT*. 14.3 tit.de pistoribus ; *CT*. 14.6 tit.de calcis coccitoribus esp.<sup>3</sup>

(15) cf. C.Lepelley, *Les cités de l'Afrique romaine au Bas-Empire* 1, Paris (1978) 243ff. 参事の職位の加筆と立法のうち、宛て先を特定するものが八回、もつて、そのつやアフリカ宛てが三回、を記す。これがいつまであるか。

後羅ローマ帝国のやかの職 munera 免除特權をもぐる (無論)

(16) オムトニヤギミトガリル | シヤウヌルスルハセヨウシテモ

(17) cf.C.Lepelley, *op.cit.*,249-275  
Ch.Roueche, *Aphrodisias in Late Antiquity*, London  
(1989)

(18) Veyne, *op.cit.*, 251ff., 280ff.

(19) ハラシトハニヤギミトガリル | シヤウヌルスルハセヨウシテモ  
R.MacMullen, *Corruption and the Decline of Rome*,  
New Heaven (1988) chap.1

(20) Veyne, *op.cit.*,44ff.; P.Brown, *Power and Persuasion in Late Antiquity*, Wisconsin (1992) Chap.3; E.

Patlagean, *Pauvreté économique et pauvreté sociale à Byzance, 4e-7e siècles*, Paris (1977) chap.5; H.I.

Marrou, "Le dossier épigraphique de l'évêque Rusticus de Narbonne" *Rivista di Archeologica Cristiana* 46 (1970); T.R.Potter, *Towns in Late Antiquity; Iol Caesarea and Its Context* (1995)

(21) |ハラシトハニヤギミトガリル | シヤウヌルスルハセヨウシテモ  
ノムハレ | 三等級は区分されたようだ。最低は11トナ  
ベ級であったが、この査定額がいわばその辯の所領に対応  
してこゆのかは不明。三九三年には貧窮した元老院家系のた  
るビ、第四番田の十二ヘクタール級が作られた。CT.6.2.15; cf.  
Chastagnol, *op.cit.*,29ff.

(22) cf.Horstkotte, a.a.O. エムジ、無縫「後期ローマ帝国に  
おける豪族地主 Acuriales」『西洋古典外傳』四二、一九  
九四年參照。

(23) cf.Sirks,art.cit., *Tyche* 8 (1993) 162f.

(24) cf.J.Gascou, "La détention collégiale de l'autorité

pagarchique dans l'Egypte byzantine", *Byzantion* 43  
(1972) 60ff.; J.Liebeschuetz, "The Pagarch : City and

Imperial Administration in Byzantium Egypt", *JJP18* (1974) 163ff.; id., "The End of Ancient City", in: J.Rich

(ed.), *The City in late Antiquity*, London (1992) 13f.;  
Roueche, *op.cit.*,76ff. et al.

(25) P.Cair.Masp.67325 III r.11.6f.;cf.Gascou, art.cit., 64ff.

(26) F.Vittinghoff, "Gesellschaft" in: *Europäische Wirtschafts- und Sozialgeschichte in der römischen Kaiserzeit*, Ludwigsburg (1990) 331ff.注釋「後期ローマ帝国に於けるハセトス・サカ・タトマク」半田隆・松

本伽郎編『支配にねざむ正義と不正』(西澤社)一九九四年

(27) 訓註(∞) エムジ (25) の諸著譜参照。

(28) G・W・ブーハック『聖教者ナントスク』、思索社、一九八五年、〇〇〇頁以下。免除特權撤回の命令は闕つて表

所掲の諸立契(CT.7.8.1+11.15.1+15.1.7+11.23.1 (361.

5.3);11.23.2+11.16.10 (362.3.13) 細説。

(29) 二ホセの農地の対応する諸立契(CT.11.16.15 (382); 18 (390); 7.13.13 (397); 15.3.4 (399); CT.10.49.1 (408); 12.50.21 (441) 細説。

(30) CT.7.13.13 (397); Symmachus, *Ep.*6.64; cf.O.Seecck,  
*Symmachus*, LXIX; J.Matthews, *Western Aristocracies and Imperial Court AD.364-425*, Oxford, (1990) 268f.

(31) 地租等の具体的賦課のあり方にては「前達」「後期ローマ帝国における農業課税制度」『ローマ帝国の国家と社会』

石波書店、一九六四年。

(32) 地租はindictioと呼ばれる財政年度のはじまる前に民政長官→州総督→都市→納稅義務者という順序で税額が通知されてしまう。四ヶ月おきに三度に分けて納入されねば定められた。cf.Lammers,s.v.susceptor,RE VIIA (1931)

あた、「畠地の賦稅」と「煙草の賦稅」の闇送り<sup>レト</sup>をcf.Jones,op.cit.,452ff.

(33) cf.LEPORIUS,Prosopography of the Later Roman Empire (=PLRE) I,504; S.Roda,Commento storico al libro IX dell'epistolario di Q.Aurelio Simmaco,Pisa (1981) 110f.

(34) Roda,op.cit.,176

(35) 前註(∞)やもろ(24)の諸著論参照。例<sup>レト</sup> ex consularibus な<sup>レト</sup>る consularis 格州総督<sup>レト</sup>clarissimi 級総督職やおいたの<sup>レト</sup>、退役後にさやの爵位を得ぬわ<sup>レト</sup>お<sup>レト</sup>。

(36) 古ギリ<sup>レト</sup>世界におけるかかく恩寵<sup>レト</sup>給付による地方権力の機能については、MacMullen,op.cit.,84-104最も綿密かつ詳細<sup>レト</sup>細め<sup>レト</sup>うつら<sup>レト</sup>。

(37) cf.Seecck,SYMMACHUS,CCLV;PLRE I,504

(38) cf.SYMMACHUS 4 PLRE I,865ff.

(39) J.F.Matthews, "The Letters of Symmachus" in; J.W.Binns(ed.), Latin Literature of the Fourth Century, London (1974) 84ff. も実際、ハム<sup>レト</sup>マク<sup>レト</sup>が

慎重にエウゲニアウス、およびフラー<sup>レト</sup>ウニアースと距離を置いていたことを示してくる。おもへ、それより彼はこうしてニキオ<sup>レト</sup>ラ<sup>レト</sup>スに権利回復の訴えを提起<sup>レト</sup>したのである。

(40) cf.S.Roda, "Militaris impressio e proprietà senatoria nel Tardo Impero", Studi Tardocostantini 4 (1987) 215ff.

(41) Sokrates, V.14.5f.cf.Matthews,op.cit.,(1990),229ff.

(42) 抨稿「後期ローマ帝国の支配階層形成期におけるクリト<sup>レト</sup>アスの官職取得<sup>レト</sup>」『歴史』新輯七四、一九九〇年

(43) cf.W.Kuhoff, Studien zur zivilen senatorischen Laufbahn im 4.Jahrhundert n. Chr. Ämter und Amtsinhaber in Clarissimat und Spektabilität, Frankfurt am Main (1983) 205ff.; Jones,op.cit.,177,180; ヒミ<sup>レト</sup>ハ<sup>レト</sup>ナ<sup>レト</sup>十七頭<sup>レト</sup>セ<sup>レト</sup>トマーリト<sup>レト</sup>マ<sup>レト</sup>リ<sup>レト</sup>申以降、元老院貴族の子弟が民政長官職を独占する点を強調し、彼らの行政能力を高く評価した上<sup>レト</sup>、このことの帝国行政にとっての否定的意味を強調するが必ずしも説得的ではない。例えばテオ<sup>レト</sup>シウス帝がアドリアノープルの戦い後の危機的状況の中で登場した際に、その政権の基礎をローマの有力元老院議員に求め、多くの貴族を帝国東部の要職に登用したことによく示してい<sup>レト</sup>。cf.Matthews,op.cit.,97 専門の官僚教育や採用試験を持たない前近代國家たるローマ帝国では、帝政後期になつても、それ以前と相変わらず、貴族の政治力に頼みあるを得なかつたのである。シモンズ自身もその三頁後では、帝国東部における帝国官吏の半襲貴族化の過程を強調

後期ローマ帝国における負担 munera 免除特権をめぐって（浦野）

(44) Ammianus Marcellinus, 30.5.4ff; Jer. Chron. s.a. 372;  
cf. Matthews *op.cit.*, 39; Id., *The Roman Empire of  
Ammianus*, Baltimore (1989) 240-279  
(45) G.de Bonfils, *Il comes et quaestor nell'età dinastia  
costantiniana*, Napoli (1981) 25ff.; Kuhoff, a.a.O., pas-  
sim

(46) 元老院貴族の植植觀へつて @ otium は闇コトは Jones,  
*op.cit.*, 55ff; Matthews, *op.cit.*, (1990) 11ff.

(47) CT 12.1. passim

(48) cf. Libanius, *Or.* 14 (to Julianus); 47 (to Theodosius)?  
ローマ皇帝に宛てた弁論で参事会員の権利  
回復を求めてる。従来、いうした弁論は自らも参事会員出  
身であり、また参事会員身分の代弁者であるリバニオスが義  
侠心から自発的になした弁論と理解される傾向にあつたが、  
しかし、リバニオス自身、首都で名聲をかち得てアントニオ  
ケイアに帰還した弁論家であり、皇帝を含む宮廷の有力者と  
の強力な繋がりを持っていたことに鑑みれば、これらは、参  
事会員に個人的関係から頼られた彼が、その要請に基づいて  
なつた請願弁論であるとした方が眞実に近いと私見ある。

(49) 挿稿『古典古代とパトロネジ』論文、二六〇頁以下参照。

ゆへとも、テオドシウス一世の新法に見られるエメサの参事  
会員ウアレリアースの例は、こうした議論の反証として提  
起されるかもしれない。すなわち、第一五新法 (MT.15.2)

は、この人物が *Illustris* の徽章を帶びて、奴隸の一群を  
率いて総督府を占拠し、真に向から徵税に抵抗したと述べ、  
彼を断罪するといふが、参事会員の爵位僭称を固く禁じてい

るのである。しかるにの場合、彼は、「自分自身で不当に  
sibi immixto」徽章を帯びたり詐ねてこらるべし、宮廷に  
おどするペーロネジを通じて爵位・称号を獲得する通常の富  
裕者とは異なる、むしろ例外と考えられるべきである。こず  
れにせよ、五世紀にも、地方の爵位保持者が有力者とのつて  
を頼るに、人的結合関係のネットワークを通じて宮廷に様々  
な請願をもたらすことは、キロスの「オムニアーノーント  
ス (Theodoretos Cyrrhensis)」などの書簡に余すところな  
く示されている。

(50) そうした不名誉を避けるため、*illustri* 級の爵位を持つ  
者は、複数の家屋を所有する場合、そのうち一軒を自らとそ  
の家族のために留保することを許される、というのがこの特  
権の原則的あり方になつていた。cf. CT 7.8.3; NT.25.

(51) curiosi とは、諸局長官 *magister officiorum* の下僚と  
して様々な任務に携わった *agentes in rebus* が、公共輸送  
の監督に関する際の呼称である。agentes が、宮廷官吏が出  
世してくるひとばぐらの職であったが、成り上がり者が多かつ  
た。拙稿「後期ローマ帝国におけるアゲンティス・イン・レブ  
ス——その機能・編成上の特質と史的意義をめぐって」『史綱』  
新一九、一九九一年参照。

(52) りれらはいづれも cf. Jones, *op.cit.*, 537 ff.; Chastagnol,  
*op.cit.*, 299ff.

(53) 元老院貴族の租税徵収・納入権に関する限りでは、かつては彼ら  
の帝国からの独立化傾向を示す権利と捉えられる傾向があつ  
たが（例えば渡辺前掲書、前掲箇所）、最近は帝国の財政・  
租税制度の要をなす負担義務と理解されつつある。

J.Gascou, "Les grands domaines, la cité et l'état en  
Egypte byzantine", *Travaux et Mémoires* 9 (1985)  
Q、ハシトヘの租税耕社ハシトヘの大抵領は闇を解説する  
るた議論を参照。

(54) Olympiodoros, fr.44

(55) Symmachus, Ep.2.57; Rel.13; Menander, fr.49,62

(56) Eustathios, fr.7=John.Malalas 398; Prokopios, BP.

(57) 論註 (55) 所掲の著論参照。

(58) cf.Jones,*op.cit.*,107. 現総な比較はドモなが、今日の  
我が國では四五〇万人の公務員がいる。人事院編『図説公務  
員白書』平成6年版、一九九四年、五三頁。

(59) Jones,*op.cit.*,529,532 ム・トマハネトマニム『初期ルキ  
ハニ社外』北波書店「九十七年」へ同風以參照。

(60) Jones,*op.cit.*,530,543 f.; P.Koch, Die byzantinischen  
Beamtentitel von 400 bis 700, Jena (1903); トマハネトマ  
ハニ前掲書八六頁

(61) Koch,a.a.O.; R.Guilland, *Titres et fonctions de  
l'Empire byzantin*, London (1976); 井上赳一『ムキハ  
ハニ國』北波書店「九十七年」。

(62) 一九九一年史学大會「西洋史部会における租税地「田へ  
五世紀、後期ローマ帝国における免除特權の国制的・  
政治的意義をめぐる」

(立教大学助教授)

史苑 (第五六卷 1回)